

次の対象区域において、建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

令和8年1月6日

京都市長 松井 孝治

認定事項

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
第11-010号	令和7年12月25日	京都市伏見区桃山町根来5番、5番3、12番1及び12番4並びに丹後3番3、3番6、3番7、4番1、4番5、4番6及び148番6

(都市計画局建築指導部建築指導課)